

○建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する調査（以下「定期調査」という。）及び同条第二項に規定する点検（以下「定期点検」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

第一 定期調査及び定期点検は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、別表(イ)欄に掲げる項目（ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表(ロ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第五条第二項又は第五条の二第一項に掲げる調査若しくは点検の項目、方法又は結果の判定基準について定める場合（調査若しくは点検の項目について削除し又は調査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

第二 調査結果表は、施行規則第五条第三項の規定に基づき、別記のとおりとする。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

別表

敷地及び地盤				
(四)	(三)	(二)	(一)	
政令第三百三十八号。以下「令」	建築基準法施行令（昭和二十五年）	敷地	地盤	(イ) 調査項目
			敷地内の排水の状況	
有効幅員の確保の状況	敷地内の通路の確保の状況	敷地内の排水の状況	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	(ロ) 調査方法
設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
敷地内の通路の有効幅員が不足していること。	敷地内の通路が確保されていないこと。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	(ハ) 判定基準

(九)	(八)	(七)	(六)	(五)
	擁壁		塀	と いう。 第百二十八 条に規定す る通路（以 下「敷地内 の通路」と いう。）
擁壁の水抜きパイ プの維持保全の状	擁壁の劣化及び損 傷の状況	組積造の塀又は補 強コンクリートブ ロック造の塀等の 劣化及び損傷の状 況	組積造の塀又は補 強コンクリートブ ロック造の塀等の 耐震対策の状況	敷地内の通路の支 障物の状況
必要に応じて双眼鏡等を 使用し目視により確認す	必要に応じて双眼鏡等を 使用し目視により確認す る。	目視、下げ振り等により 確認する。	設計図書等により確認し 又は鋼製巻尺等により測 定する。	目視により確認する。
水抜きパイプに詰まりがあ ること。	著しい傾斜若しくはひび割 れがあること又は目地部よ り土砂が流出していること 。	著しいひび割れ、破損又は 傾斜が生じていること。	令第六十一条又は令第六十 二条の八の規定に適合しな いこと。	敷地内の通路に支障物があ ること。

二 建 築 物 の 外 部				
(五)	(四)	(三)	(二)	(一)
外壁 等 躯体	土台（木造に限る。）		基礎	
外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	土台の劣化及び損傷の状況	土台の沈下等の状況	基礎の劣化及び損傷の状況	基礎の沈下等の状況
設計図書等により確認する。	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	目視により確認する。	目視及び建具の開閉具合等により確認する。
法第二十三条、第二十四条、第二十五条又は第六十四条の規定に適合しないこと	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	
-----	-----	-----	-----	-----	--

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	況
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	
コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	

(十)

外装
仕上
げ材
等

タイル、石貼り等（
乾式工法によるも
のを除く。）、モ
ルタル等の劣化及
び損傷の状況

開口隅部、水平打継部、
斜壁部等のうち手の届く
範囲をテストハンマーに
よる打診等により確認し
、その他の部分は必要に
応じて双眼鏡等を使用し
目視により確認し、異常
が認められた場合にあつ
ては、落下により歩行者
等に危害を加えるおそれ
のある部分を全面的にテ
ストハンマーによる打診
等により確認する。ただ
し、竣工後、外壁改修後
若しくは落下により歩行
者等に危害を加えるおそ
れのある部分の全面的な
テストハンマーによる打
診等を実施した後十年を
超え、かつ三年以内に落
下により歩行者等に危害
を加えるおそれのある部
分の全面的なテストハン
マーによる打診等を実施
していない場合にあつて

外壁タイル等に剥落等があ
ること又は著しい白華、ひ
び割れ、浮き等があること

(十四)	(十三)	(十二)	
------	------	------	--

傷の状況	金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	
の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	は、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）
錆等があること。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。	ひび割れ、欠損等があること。	

三 屋上及び根					
(二)	(一)	(十八)	(十七)	(十六)	(十五)
屋上回り(一)	屋上面				
		機室空板広れた結に外 機外調、告たさ緊壁			等 ッ シ サ
パラペットの立ち	屋上面の劣化及び損傷の状況	支持部分等の劣化及び損傷の状況	機器本体の劣化及び損傷の状況	はめ殺し窓のガラスの固定の状況	サッシ等の劣化及び損傷の状況
目視及びテストハンマー	目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	触診により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。
モルタル等の仕上げ材に著	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁殖していること。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。	昭和四十六年建設省告示第百九号第三第四号の規定に適合していないこと。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。

	(三)	(四)	(五)	(六)
屋上面を除く。	屋根			
上り面の劣化及び損傷の状況	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	金属笠木の劣化及び損傷の状況	排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	屋根の防火対策の状況
による打診等により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	設計図書等により確認する。
しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第六十三条の規定に適合しないこと又は法第二十二條の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては同条の規定に

<p>四 建築 物の 内部</p>				
<p>(一)</p>	<p>(九)</p>	<p>(八)</p>	<p>(七)</p>	
<p>防火 区画</p>	<p>機器及び工 作物（冷却 塔設備、広 告塔等）</p>			
<p>令第百十二 条第九項に 規定する区 画の状況</p>	<p>支持部分等 の劣化及び 損傷の状況</p>	<p>機器、工作 物本体及び 接合部の劣 化及び損傷 の状況</p>	<p>屋根の劣化 及び損傷の 状況</p>	
<p>設計図書等 により確認す る。</p>	<p>目視及びテ ストハンマ ーによる打 診等により 確認する。</p>	<p>目視及びテ ストハンマ ーによる打 診等により 確認する。</p>	<p>必要に 応じて双 眼鏡等を 使用し目 視により 確認し又 はテスト ハンマー による打 診等によ り確認す る。</p>	
<p>令第百十二 条第九項の 規定に適合 しないこと。 ただし、令 第百二十九 条の二の二 第一項の規 定が適用さ れ、かつ全 館避難安全 性能に影響 を及ぼす修 繕等が行わ れていない 場合を除く。</p>	<p>支持部分に 緊結不良若 しくは緊結 金物に著し い腐食等又 はコンクリ ート基礎等 に著しいひ び割れ、欠 損等がある こと。</p>	<p>機器若しく は工作物本 体又はこれ らと屋上及 び屋根との 接合部に著 しい錆、腐 食等がある こと。</p>	<p>屋根ふき材 に割れがあ ること又は 緊結金物に 著しい腐食 等があるこ と。</p>	<p>適合しない こと。</p>

(五)	(四)	(三)	(二)
令第百十二条第十	<p>防火区画の外周部に防火区画の外周部に規定する外壁等及び同条第十一項に規定する防火設備の処置の状況</p>	<p>令第百十二条第十二項又は第十三項に規定する区画の状況</p>	<p>令第百十二条第一項から第三項まで又は同条第五項から第八項までの各項に規定する区画の状況</p>
目視により確認する。	<p>設計図書等により確認する。</p>	<p>設計図書等により確認する。</p>	<p>設計図書等により確認する。</p>
令第百十二条第十項に規定	<p>令第百十二条第十項又は十一項の規定に適合しないこと。</p>	<p>令第百十二条第十二項又は第十三項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>	<p>令第百十二条第一項から第八項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）は、第五項を除く。）の規定に適合しないこと。</p>

(九)	(八)	(七)	(六)	
壁の室内に面する部分				
躯体等				
鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	項に規定する外壁等及び同条第十一項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	
鋼材に著しい錆、腐食等があること。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	する外壁等、同条第十一項に規定する防火設備に損傷があること。

	(+)	(+)
	(+)	(+)
令第五十二条の第一項に掲げる基準に適合する耐火構造の壁耐	令第五十二条の第一項に掲げる基準に適合する耐火構造の壁耐	
	準耐火性能等の確保の状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況
	設計図書等により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
(二) 令第十二条第五項又は第八項(令第二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館	(一) 次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (一) 令第十二条第一項から第四項まで又は第十三項(令第二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第十三項を除く。)の規定による防火区画 令第一百五十二条の二の規定に適合しないこと。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。

(十三)	(十二)	

火造壁又は耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る）

況 劣化及び損傷の状 鉄骨の耐火被覆の 劣化及び損傷の状	傷の状況 部材の劣化及び損	
、設計図書等により確認し 、修繕等が行われ、かつ 、点検口等がある場合に	目視により確認する。	
耐火被覆の剥がれ等により 鉄骨が露出していること。	破損があること。 各部材及び接合部に穴又は	(三) 令第一百十二条第九項、 第十項又は第十二項（令 第一百二十九条の二の二第 一項の規定が適用され、 かつ、全館避難安全性能 に影響を及ぼす修繕等が 行われていない場合に あっては、第九項及び第十 二項を除く。）の規定に よる防火区画（令第一百七 条の二の規定に適合しな いこと。

(十六)	(十五)	(十四)	
令第百二十九条各項に	令第百十四条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	
室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。設計図書等により確認する。点検口等から目視により確認する。	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	あつては、点検口等から目視により確認する。
令第百二十九条(令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は	令第百十四条の規定に適合しないこと。	令第百十二条第十五項若しくは第十六項又は第百二十九条の二の五の規定に適合しないこと。	

	(十九)	(十八)	(十七)
			床
			等 躯体
	傷の状況 躯体の劣化及び損傷の状況	鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況
	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
	コンクリート面に鉄筋露出、又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
			令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。

	(二十三)	(二十二)	(二十一)
	天井		
令第二百二十九条各項に			火区画を構成するに限り
全の状況	室内に面する部分の仕上げの維持保	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	部材の劣化及び損傷の状況
る。	設計図書等により確認する。	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ点検口等がある場合にあっては点検口等から目視により確認する。	目視により確認する。
が行われていない場合又は	令第二百二十九条（令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性に影響を及ぼす修繕等	令第二百二十九条（令第二百二十九条の二第一項若しくは第十六項又は第二百二十九条の二の五の規定に適合しないこと。	第十項又は第十二項（令第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）については、第九項及び第十二項を除く。）の規定による防火区画（令第二百二十九条の二の規定に適合しないこと。

	(二十五)	(二十四)	
規定する建築物の天井室内の面に部分	概ね五百平方メートル以上の空間の天井における耐震対策の状況	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	
	設計図書等により確認するとともに、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	
令第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。	当該空間の天井に耐震対策がないこと。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。	

	(二十六)	(二十七)	(二十八)
— 築物	防火設備（防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。）	～	
	区画に対応した防火設備の設置の状況	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	昭和三十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号口に規定する基準についての適合の状況
	目視及び設計図書等により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。	防火戸にあつては、各階の主要な防火戸の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、戸の重量により運動エネルギーを必要とするエネルギーを必要とする力に測定する。防火シャッター等にあつては、各階の主要な防火シャッター等を作動させて確認する。ただし、三年以内に実施
	令百十二条第十四項の規定に適合しないこと。	令百十二条第十四項の規定に適合しないこと。	昭和三十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号口の規定に適合しないこと。

	(二十九)	(三十)
	<p>常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況</p>	<p>防火戸の開放方向</p>
<p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。</p>
<p>令第二百二十三条第一項第六号、第二項第二号又は第三項第九号（令第二百二十九条の二第一項の規定が適用される、かつ階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第三項第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）を除き、令第二百二十九条の二の二第一項の規定が</p>	<p>令第二百二十二条第十四項の規定に適合しないこと。</p>	

(三十三)	(三十二)	(三十一)	
-------	-------	-------	--

閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	防火設備の閉鎖又は作動の状況	本体と枠の劣化及び損傷の状況	
目視により確認する。	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することとする。	目視により確認する。	
物品が放置されていることにより防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。	防火設備が閉鎖又は作動しないこと。	防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令百十二条第十四項第二号に規定する特定防火設備又は防火設備に限る。）に支障があること。	適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第一項第六号、第二項第二号及び第三項第九号を除く。）の規定に適合しないこと。

(三十九)	(三十八)	(三十七)	(三十六)	(三十五)	(三十四)
		居室の採光及び換気		照明器具、懸垂物等	
換気のための開口部の面積の確保の状況	採光の妨げとなる物品の放置の状況	採光のための開口部の面積の確保の状況	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	常時閉鎖の防火戸の固定の状況
設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	目視により確認する。
法第二十八条第二項、令第二十条の二又は令第二十条の三の規定に適合しないこと。	採光の妨げとなる物品が放置されていること。	法第二十八条第一項又は令第十九条の規定に適合しないこと。	防火設備の閉鎖に支障があること。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。	常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていること。

(四十三)	(四十二)	(四十一)	(四十)
石綿等を添 加した建築 材料			
吹付け石綿及び吹 付けロックウール でその含有する石 綿の重量が当該建 築材料の重量の○ ・一パーセントを 超えるもの(以下	換気の妨げとなる 物品の放置の状況	換気設備の作動の 状況	換気設備の設置の 状況
設計図書、分析機 関による分析結果 、目視等により 確認する。	目視により確認す る。	各階の主要な換気 設備の作動を確認 する。ただし、三 年以内に実施した 法第十二条第三項 に基づく「定期検 査(以下「定期検 査」という。)等の 記録がある場合は 、当該記録により 確認すること で足りる。	設計図書等により 確認する。
平成十八年国土交 通省告示第千七百 七十二号各号に定 める石綿をあらか じめ添加した建築 材料を使用している こと。	換気の妨げとなる 物品が放置されて いること。	換気設備が作動し ないこと。	法第二十八条第二 項若しくは第三項 、令第二十条の二 又は令第二十条の 三の規定に適合し ないこと。

(四十五)		(四十四)
<p>除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況</p>	<p>吹付け石綿等の劣化の状況</p>	<p>「吹付け石綿等」という。）の使用の状況</p>
<p>必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。</p>	<p>三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。</p>	
<p>次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (-) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第百三十七条に定める基準時（以下「基準時」という。）における延べ面積の二分の一を越える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分にお</p>	<p>表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと</p>	

<p>五 避 難 施 設 等</p>		
<p>(一)</p>	<p>(四十六)</p>	
<p>令 第 百 二 十 条 第 二 項 に 規 定 す る 通 路</p>		
<p>令 第 百 二 十 条 第 二 項 に 規 定 す る 通 路 の 確 保 の 状 況</p>	<p>困 い 込 み 又 は 封 じ 込 め に よ る 飛 散 防 止 措 置 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況</p>	
<p>設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る。</p>	<p>必 要 に 応 じ て 双 眼 鏡 等 を 使 用 し 目 視 に よ り 確 認 す る。</p>	
<p>令 第 百 二 十 条 又 は 第 百 二 十 一 条 (令 第 百 二 十 九 条 の 二 第 一 項 の 規 定 が 適 用 さ れ 、 かつ 階 避 難 安 全 性 に 影 響 を 及 ぼ す 修 繕 等 が 行 わ れ て</p>	<p>石 綿 飛 散 防 止 剤 又 は 困 い 込 み 材 に 亀 裂 、 剥 落 等 の 劣 化 又 は 損 傷 が あ る こ と 。</p>	<p>(二) 吹 付 け 石 綿 等 の 除 去 を し て い な い こ と 。</p> <p>増 築 若 し く は 改 築 に 係 る 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 基 準 時 に お け る 延 べ 面 積 の 二 分 の 一 を 越 え な い 増 築 若 し く は 改 築 を 行 っ た 場 合 の 当 該 部 分 以 外 の 部 分 又 は 大 規 模 の 修 繕 若 し く は 大 規 模 の 模 様 替 え を 行 っ た 場 合 の 当 該 部 分 以 外 の 部 分 に お い て 、 吹 付 け 石 綿 等 の 除 去 、 封 じ 込 め 又 は 困 い 込 み を し て い な い こ と 。</p>

(四)	(三)	(二)	
出入口	廊下		
出入口の確保の状	物品の放置の状況	幅の確保の状況	
目視及び設計図書等によ	目視により確認する。	設計図書等により確認し 又は鋼製巻尺等により測定する。	
令第百十八条、第百二十四	避難の支障となる物品が放置されていること。	幅が令第百十九条の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	

(七)	(六)	(五)	
避難上有効	屋上広場		
避難上有効なバル	状況 屋上広場の確保の	物品の放置の状況	況
目視及び設計図書等によ	目視により確認する。	目視により確認する。	り確認する。
令第二百二十一条の規定に適	令第二百二十六条の規定に適合しないこと。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。	条、第二百二十五条又は第二百二十五条の二（令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）については令第二百二十四条第一項第二号を除き、令第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては令第二百二十四条第一項及び第三項を除く。

	(八)	(九)	(十)	(十一)
なバルコニ				
況 コニ一の確保の状	手すり等の劣化及び損傷の状況	物品の放置の状況	避難器具の操作性の確保の状況	直通階段の設置の状況
り確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視により確認する。	目視及び作動により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。
合しないこと。	著しい錆又は腐食があること。	避難に支障となる物品が放置されていること。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。	令第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十二条又は第二百二十三条（令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）に第二百二十三条第三項第一号、第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十

(十二)	
幅の確保の状況	
設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	
<p>令第二十三条、第二十四条又は第二百二十四条（令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第二百二十四条第一項第二号を除き、令第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第二百二十</p>	<p>一号を除き、令第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第二百二十条並びに第二百二十三条第一項第一号及び第六号、第二項第一号、第三項第一号、第二号、第九号及び第十一号を除く。）の規定に適合しないこと。</p>

(十七)	(十六)	(十五)	(十四)	(十三)	
屋外に設けたら	屋内に設けたら				
屋外に設けたら の状況	屋内に設けたら の状況	階段各部の劣化及び損傷の状況	物品の放置の状況	手すりの設置の状況	
目視及び設計図書等により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
令第百二十三条第二項（第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）及び第六号を除く。）の規定に適合しないこと。	令第百二十三条第一項（第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）及び第六号を除く。）の規定に適合しないこと。	歩行上支障があるひび割れ、鏽、腐食等があること。	通行に支障となる物品が放置されていること。	令第二十五条の規定に適合しないこと。	四条第一項を除く。）の規定に適合しないこと。

	(十八)	(十九)
	階段避難	特別階段
	開放性の確保の状況	令第二百二十三条第三項第一号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況
	目視及び設計図書等により確認する。	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。
開放性が阻害されていること。	令第二百二十三条第三項（令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）及び第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては第一号、第二号、第九号及び第十一号を除く。）の規定に適合しないこと。	令第二百二十三条第三項（令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）及び第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては第一号、第二号、第九号及び第十一号を除く。）の規定に適合しないこと。

(二十四)	(二十三)	(二十二)	(二十一)	(二十)
等設備				
壁防煙				
防煙区画の設置の状況	物品の放置の状況	付室の外気に向かつて開くことができる窓の状況	付室の排煙設備の作動の状況	付室の排煙設備の設置の状況
設計図書等により確認する。	目視により確認する。	目視及び作動により確認する。	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。	目視及び設計図書等により確認する。
令第二百二十六条の三の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。	外気に向かつて開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	排煙設備が作動しないこと。	昭和四十四年建設省告示第千七百二十八号の規定に適合しないこと。

		(二十五)	(二十六)	(二十七)
				排煙設備
		防煙壁の劣化及び損傷の状況	可動式防煙壁の作動の状況	排煙設備の設置の状況
	目視により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することとする。	
ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。	可動式防煙壁が作動しないこと。	令第百二十六条の二の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条	

(三十二)	(三十一)	(三十)	(二十九)	(二十八)	
その 他の 設備 等					
非常	非常 用の 進入 口等				
令第二百二十九条の	非常用の進入口等の維持保全の状況	非常用の進入口等の設置の状況	排煙口の維持保全の状況	排煙設備の作動の状況	
目視及び設計図書等によ	目視により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することとする。	
令第二百二十九条の十三の三	物品が放置され進入に支障があること。	令第二百二十六条の六又は第七の規定に適合しないこと。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	排煙設備が作動しないこと	の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(三十六)	(三十五)	(三十四)	(三十三)
-------	-------	-------	-------

用エ レベ ー タ			
物品の放置の状況	乗降ロビーの外気に向かつて開くことができない窓の状況	乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	乗降ロビーの排煙設備の設置の状況
目視により確認する。	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。	目視及び設計図書等により確認する。
乗降ロビーに物品が放置されていること。	外気に向かつて開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	排煙設備が作動しないこと。	令第二百二十九条の十三の第三項の規定に適合しないこと。
			十三の三第三項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況
			り確認する。
			第三項の規定に適合しないこと。

他その六の					
(一)	(四十)	(三十九)	(三十八)	(三十七)	
造な特殊 等構殊					
築造膜 物建構	装照明非常 置明の常				
状況 の劣化及び 取付部材 の損傷の 状況	照明の妨げとなる 物品の放置の状況	非常用の照明装置 の作動の状況	非常用の照明装置 の設置の状況	非常用エレベーター の作動の状況	
必要に応じて 双眼鏡等を使用し 目視により確認す る。ただし、三年 以内	目視により確認する。	各階の主要な非常用の照 明装置の作動を確認す る。ただし、三年以内に実 施した定期検査等の記録 がある場合にあつては、 当該記録により確認す ることである。	目視及び設計図書等によ り確認する。	非常用エレベーターの作 動を確認する。ただし、 三年以内に実施した定期 検査等の記録がある場合 にあつては、当該記録に より確認することである。	
膜体に破れ、雨水貯留、接 合部の剥がれ等があること	照明の妨げとなる物品が放 置されていること。	非常用の照明装置が作動し ないこと。	令第二百二十六条の四の規定 に適合しないこと。	非常用エレベーターが作動 しないこと。	

	(四)	(三)	(二)
	免震装置及び物の建築構造免震		の膜、体取部等
上部構造の可動の状況	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	膜張力及びケーブル張力の状況	
目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。	目視により確認するとともに、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。	実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。
上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。	

(九)	(八)	(七)	(六)	(五)
令第三十八條第一項			建築物に設置する煙突	避雷設備
掲げる煙突	令第三十八條第一項に掲げる煙突	令第三十八條第一項に掲げる煙突	建築物に設置する煙突	避雷設備
付帯金物の劣化及び損傷の状況	煙突本体の劣化及び損傷の状況	付帯金物の劣化及び損傷の状況	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。